

明治四十五年法律第二十一号

臘虎臘肭獸獵取締法

第一条 農林水産大臣ハ農林水産省令ノ定ムル所ニ依リ臘虎又ハ臘肭獸ノ獵獲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得臘虎又ハ臘肭獸ノ獸皮又ハ其ノ製品ノ製造若ハ加工又ハ販売ニ付亦同ジ

② 前項ノ規定ハ同項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シテ獵獲シ製造シ加工シ又ハ販売シタル臘虎臘肭獸又ハ其ノ獸皮若ハ其ノ製品ノ所持ニ付之ヲ準用ス

第二条 農林水産大臣ハ前条ノ規定ニ依リ禁止又ハ制限ヲ為サントスルトキハ予メ公聴会ヲ開キ利害関係人及学識経験者ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第三条 削除

第四条 漁業法第二百二十八条第一項ノ漁業監督官又ハ漁業監督吏員ハ同条ノ例ニ依リ本法ノ励行ニ関スル事務ヲ掌ル

第五条 第一条ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六条 前条ノ犯罪行為ニ供シタル船舶船具器具及第一条ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シテ獵獲シ若ハ所持シタル臘虎臘肭獸又ハ同条ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シテ製造シ加工シ販売ニ供シ若ハ所持シタル臘虎臘肭獸ノ獸皮若ハ其ノ製品ニシテ犯人ノ所有スルモノハ之ヲ没収スルコトヲ得若其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハサルトキハ其ノ価額ヲ追徴スルコトヲ得

附則

① 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

② 臘虎臘肭獸獵法ハ之ヲ廃止ス

附則 (昭和十七年二月二日法律第四一号)

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

② 本法施行前従前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行為ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附則 (昭和二十五年五月四日法律第一五二号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十九年六月二日法律第一五五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成三〇年二月四日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。